

12-3 敷地増〔住宅〕（条例第3条第3号）

（改正施行日 令和4年4月1日）

（法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為）

条例第3条

- （3）市街化調整区域に係る線引きの日前から引き続いて当該市街化調整区域に存する一般住宅（同一の敷地において改築した場合を含む。）の敷地を当該敷地と隣接している土地に、規則で定める面積の範囲内で拡張することを目的として行う開発行為

（条例第3条第3号の規則で定める面積）

市規則第10条 条例第3条第3号の規則で定める面積は、拡張後の敷地面積の合計が500平方メートルとする。
ただし、当該土地が不整形である場合は、この限りでない。

●敷地増〔住宅〕（条例第3条第3号）許可基準概要

以下の1から4のすべてに該当するものであること。

- 1 申請の用途・・・一般住宅〔条例第3条第3号〕
- 2 拡張する敷地の位置・・・既存敷地に隣接する土地〔条例第3条第3号〕
- 3 拡張後の規模・・・500㎡以内〔市規則第10条〕

ただし、土地が不整形である等の場合はこの限りでない

4 用語の定義

一般住宅・・・台所、風呂及び便所を有する居住以外の用に供する部分がない一戸建ての住宅であって、使用者を特定しないものをいう〔条例第2条第4号〕